平成２８年（フ）第２９号
福島県白河市立石213番地　セントレージ立石Ｃ203
債務者　仁田　利厳
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２８年（フ）第７５号
富山県射水市大門本江623番地
債務者　黒岩　英樹
1　決定年月日時　平成28年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第８０号
富山県高岡市滝新21番地１　長生寮、前住所富山県高岡市羽広２丁目２番15―305号　米田ビル
債務者　佐野　　**茂**
1　決定年月日時　平成28年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第８５号
富山県高岡市明野町１番14号　明野荘Ｄ号
債務者　平原　彰男
1　決定年月日時　平成28年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第１９９号
山梨県甲府市富士見１丁目３番28号　ガーベラマンション山梨４Ｃ
債務者　小泉　貞夫
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３８号
岐阜県高山市上岡本町８丁目77番地　小池住宅　Ｅ号
債務者　山田るり子
1　決定年月日時　平成28年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２８年（フ）第１０３号
静岡県富士宮市小泉2149番地の８
債務者　村松　　実
1　決定年月日時　平成28年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１５８号
三重県四日市市赤堀２丁目16番12号　クインシータウン102
債務者　柳川浩一こと　曺　　浩一
1　決定年月日時　平成28年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１５９号
三重県四日市市安島２丁目11番８号　荒木ハイツ303
債務者　白井　梨恵
1　決定年月日時　平成28年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第８１４号
京都市右京区梅津北浦町８番地25、前住所京都市右京区梅津北町52番地３
債務者　藤川　　格
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２４５号
奈良県奈良市般若寺町264番地の２
債務者　辻　　武信（旧姓吉本）
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第８１号
愛媛県新居浜市船木甲4671番地の３
債務者　宇都宮　誠
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第１４５号
福岡県久留米市大善寺町宮本1476番地３　ハーヴェストヒルズ303号、申立時の住所福岡県久留米市大善寺南２丁目11番８号　ドリーム栄105号
債務者　今泉　　舞（旧姓平田・六田）
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１９３号
佐賀市鍋島町大字八戸溝373番地３　八戸溝ハイツ７号、前住所佐賀県神埼市千代田町崎村90番地　Ａｎｇｅ　ｔｏｗｎ　Ｂ206
債務者　本告　和也
1　決定年月日時　平成28年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１９６号
佐賀市光３丁目２番15号　県営光団地Ｉ１―１
債務者　松永ヨシ子
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１７３号
大分市大字横尾3709番地の１（ロイヤルガーデン横尾Ａ202）
債務者　**真**田　博之
1　決定年月日時　平成28年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係